

平成26年11月11日
青市契第 167号

業者各位

青森市総務部契約課長
青森市浪岡事務所総務課長

暴力団等による不当介入に対する通報・報告制度について

本市では、公共事業における暴力団排除の取組みとして、青森市物品供給契約標準約款等において暴力団排除条項を規定しているほか、指名停止措置要件に暴力団関与行為の項目を設けているところですが、これら取組みの更なる強化を図るため、このたび、本市発注の物品調達及び役務提供等の公契約に係る受注者及び下請負人に対して、暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合、警察及び発注者への通報・報告制度を下記のとおり導入することといたしました。

記

1 内容

(1) 本市発注の物品調達及び役務提供等委託契約において、次の特約条項を適用します。

「受注者は、この契約の履行に当たり、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、速やかに警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上、必要な協力を行うものとする。」

(2) 指名停止措置要件（暴力団の関与）に次の項目を追加します。

青森市競争入札参加資格業者指名停止要領別表2

措置要件	期間
26 市発注契約の履行に当たり、受注者又は下請負人に対して、暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察及び発注者への通報・報告を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月

2 施行

平成26年12月1日以降に締結する対象契約から適用。

市への報告先	青森市総務部契約課	017 - 734 - 5145 (直通)
	青森市浪岡事務所総務課	0172 - 62 - 1126 (直通)
警察の通報窓口	青森地区：青森警察署	017 - 723 - 0110 (代)
	浪岡地区：青森南警察署	0172 - 62 - 4021 (代)